別表十四（一）　記載要領

1　この表は、法人が法第25条第３項（資産の評価益の益金不算入等）若しくは第33条第４項（資産の評価損の損金不算入等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（法第25条第３項又は第33条第４項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。第３号において同じ。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「評定額等」の各欄は、令第24条の２第５項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）又は第68条の２第４項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に掲げる事実の区分に応じこれらの規定に規定する価額を記載すること。この場合において、令第24条の２第５項第１号又は第68条の２第４項第１号に規定する価額を記載するときは、資産の評価基準、評価方法その他当該価額の算定の根拠を明らかにする事項を別紙に記載して添付すること。

3　「債務免除等を受けた金額の明細」の各欄は、法人につき法第25条第３項若しくは第33条第４項に規定する政令で定める事実が生じた場合において当該法人がこれらの規定の適用を受けるとき、又は連結法人につき当該事実が生じた場合において当該連結法人が法第81条の３第１項の規定の適用を受けるときに記載すること。

別表十四㈠付表を削る。

別表十四㈡の表中「連結法人間の寄附金額」を「完全支配関係がある法人に対する寄附金額」に、「所得金額仮計（別表四「22の①」）」を「所得金額仮計（別表四「26の①」）」に、「連結法人間の寄附金額 (5)」を「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)」に、「指定寄附金等の金額（41の計）」を「長期給付事業への繰入利子額」に、「長期給付事業への繰入利子額」を「同上以外のみなし寄附金額」に、「長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額（㉖と融資額の年5.5％相当額のうち少ない金額）」を「長期給付事業を行う共済組合等の限度額 資額の年5.5％相当額のい金額）」に、「指定寄附金等の金額 ㉕」を「指定寄附金等の金額（41の計）」に改め、同表の記載要領第１号中「第66条の11の２第２項」を「第66条の11の２」に、「）若しくは」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同第11号を同第12号とし、同第10号の次に次の１号を加える。

3　平成22年９月30日以前に支出した寄附金の額については、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)」及び「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5) ㉓」の各欄は、それぞれ「連結法人間の寄附金額 (5)」及び「連結法人間の寄附金額 (5) ㉓」として記載すること。

別表十四㈡及び別表十四㈣を次のように改める。